

第四十八回 参議院文教委員会會議録第五号

昭和四十年三月九日(火曜日)

午後七時四十分開会

委員の異動

三月四日

辞任

三月九日

辞任

北畠 教真君

中上川アキ君

木村篤太郎君

補欠選任

栗原 祐幸君

大谷藤之助君

塩見 俊二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山下 春江君

久保 勘一君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小林 武君

委員

大谷藤之助君

栗原 祐幸君

塩見 俊二君

野本 品吉君

豊瀬 積一君

豊瀬 積一君

小林 武君

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

本日の会議に付した案件

○産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案(豊瀬積一君外四名発議)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(豊瀬積一君外四名発議)

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

去る三月四日、赤松常子君が辞任されました。

また本日、木村篤太郎君、北畠教真君、中上川アキ君が辞任され、その補欠として塩見俊二君、栗原祐幸君、大谷藤之助君が選任されました。

○委員長(山下春江君) 産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明を願います。

○豊瀬積一君 ただいま議題となりました産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

主として世界的なエネルギー革命に基因する石炭産業の構造的不況は、石炭産業の急激な合理化整備を伴い、多数の炭鉱の休廃止、関連産業の倒産、炭鉱離職者の大量の発生等を招来いたしましたことは御承知のとおりであります。この事態に對して、従来から石炭企業の合理化対策、離職者対策、産炭地域振興対策等が行なわれてまいりましたが、離職者の生活環境、年齢構成、技能程度等の諸条件から、他産業への再就職にはおのずか

らきびしい限界と隘路があり、また産炭地域に新しい産業を導入し、多角的産業地帯を早急に造成することも立地条件その他により容易なことではなく、このため、若年労働者、技術者等の地域外流出が著しい反面、数多くの離職者すなわち高齢者、病弱者、労働障害者、災害未亡人等が雇用機会がないまま産炭地域に残され、貧困その他の産炭地域特有の事情と相まって極端な経済的貧困と社会不安をもたらし、いまやなほだしきは死の町さながらの様相を呈示しております。さらに、産炭地域の経済は、全面的に石炭産業に依存しているものが多いため、同地域の地方財政も極度に窮乏している現状であります。

このような現状は、当然、産炭地域における教育の面にも強い影響を及ぼしております。すなわち、高齢者、病弱者等の離職者と子供たちが、朽ちていく炭鉱住宅で生活保護を受けながら、それだけでは生活できないため、職さがし、出かせぎ、日雇いあるいは内職等にきゅうきゅうとして、あすの日に何の希望も期待もなくかるうじて暮らして、親子離ればなれの生活や家出、夫婦別居等は日常茶飯事となっている現状であります。このような社会環境、家庭環境の悪化のもとでは、子供に対する家庭教育は完全に放棄されております。したがって、学校がすべての教育活動を一手に引き受けなければならない状態の中で、教職員の不断の努力にもかかわらず、欠食児童、長欠、不就学の児童、生徒や非行少年が年々著しく増加しているばかりでなく、一般に児童、生徒は学習意欲に欠ける、生活に活気がない、根拠に乏しい、注意力散漫で落ちつきがない、道徳意識が低い、学力の低下が著しい等々、教育の危機的状況を示しているのであります。ちなみに、福岡県における産炭地域の在籍児童、生徒数に對する長期欠席児童、生徒数の割合は、産炭地域外に

對して二倍近い数を示しております。また、北海道の一産炭地における昭和三十八年度調査によれば、非行青少年の八六％が小、中、高等学校の在学青少年で、その七二％は中学生であり、非行少年の数は、昭和三十二年に對して昭和三十八年度は四五％の増加を來たしております。

また、産炭地域の児童、生徒数の減少、これに伴う学級数の減少及び教職員の減員も著しいものがあります。たとえば、福岡県の産炭地域における昭和三十九年度小学校児童数は、昭和三十四年に比してその四三％九万一千人が減少し、はなはだしい小学校にあっては児童数が三分の一以下に減少しており、教職員数についても定員において一八％八百五十八名、実員において一六％七百四十名が減員となっており、また、北海道の一産炭地でも学級数が昭和三十八、九年度の二年間だけで三〇％も減少した例がみられております。反面、経済的貧困のため産炭地域における要保護、準要保護児童、生徒数は年々著しく増加して、窮乏した地方財政を圧迫してきております。たとえば、福岡県における全児童、生徒数に對する要保護、準要保護児童、生徒数の割合は、産炭地域外の二一％に對して産炭地域は二八％の高率を示し、ある小学校のごときは六〇％を占める現状さえあります。

さらに、産炭地の特殊条件や生活環境から派生している特殊児童、生徒に對する特殊学級の増設の必要性もきわめて強いものがあります。たとえば、福岡県の産炭地域において特殊教育を行なう必要のある児童生徒数は、全児童、生徒数の一五％を占めておりますが、そのうちわずかに三・五％が特殊学級に収容されているにすぎない状況にあります。また、産炭地域における児童、生徒の疾病の増加も著しいものがあり、福岡県のごときは産炭地域において医療費の補助を受ける昭和

三十九年度標準保護児童、生徒数は、昭和三十一年度に比べて五〇%増加する見込みであります。

以上、申し述べましたように、産炭地域における教育はきわめて深刻な状況にあり、このまま推移すれば教育の危機的段階への転落を避け得ない事態が予想されるのであります。したがって、いまして、かような教育環境のもとにある最も抵抗力の弱い児童、生徒に対して十分な教職員を配置して学校教育の維持向上を期し、また激増した要保護、準要保護児童、生徒の教育に必要な補助をなし得るよう、疲弊した地方公共団体に対し、国が援助策を講ずることが緊急不可欠のことと考え、この法律案を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容は、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接し、当該不況による影響の著しい地域で、別に政令で定める産炭地域公立の小、中学校について、次の特別措置を講じようとするものであります。

まず、第一に、学級編制の基準について、同年の児童または生徒で編制する学級は四十人以内とする等の特例を定めることによつて、不安な教育環境のもとに置かれていた児童、生徒の教育水準の維持をはかるようとするものであります。

第二には、もっぱら児童、生徒の生活指導をつかさどる教員を置かなければならぬものとし、就学の奨励、非行の補導等十分な指導をはかるようとするものであります。

第三には、養護教諭を必置することとし、貧困家庭の急増等により児童、生徒の健康管理がきわめて重要となつていゝる事態に対処しようとするものであります。

第四には、事務職員を必置することとし、要保護、準要保護児童、生徒の急増に伴い、扶助費、補助金等の支給事務が激増し、生活指導はもちろん、日々の授業にも支障を来している現状を打開しようとするものであります。

第五には、義務教育諸学校における教育の教材に要する経費並びに要保護、準要保護児童、生徒にかかる教科書費、学用品費、通学費、修学旅行

費、給食費、日本学校安全会掛け金及び医療費に關する国庫補助金の補助率を十分の八に引き上げることとし、これによつて、窮迫した財政のもとで、合理化整備に關連して派生する諸般の財政需要や、せつかく措置された特別交付税も、一般財源のゆゑに就学援助費等に優先充当することの困難な実情など、援助措置が徹底を欠いている事態の解決をはかるようとするものであります。

また、長期欠席児童、生徒の中には、通学用品を購入し得ないため、欠席する者が相当多数あり、一部市町村においては窮迫した財政のもとで必要やむを得ずこれを支給している実情にかんがみ、これら児童、生徒に対する就学奨励措置として、生活保護法による教育扶助費と同様に通学用品費を加へ、国がその十分の八を補助することとしております。

なお、附則において、本法の施行期日を昭和四十年四月一日とし、昭和四十三年三月三十一日限り効力を失ふものとしております。

また、本法施行に要する経費は、昭和四十年年度において教職員の給与費、教材費、就学奨励費等合わせて約十二億七千万円を要する見込みであります。そのうち四千五百万円は昭和四十年年度予算に計上済みであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(山下春江君) 次に、へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

○豊瀬一君 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

へき地教育振興法は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、僻地における教育の特殊事情にか

んがみ、国及び地方公共団体が僻地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつて僻地における教育水準の向上をはかることを目的とし、去る昭和二十九年の第十九回国会において制定されたものであります。その後、第二十八回国会において、僻地の実情に即した同法の一部改正が行なわれ、僻地教育の改善充実の一その拍車がかげられました。が、いまだその実態は諸調査によつても都市に比し著しく低位であり、こうした状態に甘んじなければならぬ現状であります。

このような結果は、僻地における児童、生徒の栄養、健康状態が不十分であり、通学条件に恵まれず、しかも施設、設備が整わず、単級、複式学級など条件の悪い教育環境のためであると申せましよう。しかしながら、僻地教育においては、教育の根幹ともいふべき教員が、経済的、文化的諸条件に恵まれないために有能な人材を確保することが困難であるということも、僻地教育の振興のため大きな障害となつております。

以上の理由により、今回、僻地学校に勤務する教員及び職員の手当の支給割合を引き上げ、調整額の支給措置を講ずるとともに、国の補助率の割合を引き上げる措置を講じて、僻地における教育の振興をはかるために、ここに改正案を提案いたしました次第であります。

次に、改正案の内容の主要点について申し上げます。まず第一点は、市町村の任務たる「へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること」に、新たに「寄宿舎の設置」の字句を特掲してこれを強調したことであり、現在、通学を容易にするための対策としての寄宿舎については、二分の一の国庫補助があり、ごく一部にその設置をみるにすぎない現状であります。

また、冬季節における山間地、離島、積雪寒冷地帯、急傾斜地帯等の自然的悪条件のもとでは、児童生徒は著しく通学に困難を感じており、学校の作法室、集会室または公民館等の公施設

や保護者以外の住宅に寄宿を余儀なくされております。これでは安定した授業ができないのであります。それゆゑにここに寄宿舎設置についての市町村の任務を明らかにし、寄宿舎が完備されまことによつて、僻地分校の解消、小規模学校の統合等も促進され、教育水準の向上に寄与することの効果を期待するもので、設置の計画としては、僻地の四、五級地の最も条件の劣悪なところから年次計画をもつて設置すべきものと考えております。

第二点は、僻地に勤務する教員及び職員に対して、僻地手当の支給割合を最低二%から最高五%引き上げるとともに、新たに一、二級地に千円、三、四級地及び五級地については二千円の定額制の調整額をそれぞれ支給することによつて、教員及び職員の待遇改善を行ない、人事異動を円滑にし、有能な教職員を配置したいと考えております。

第三点として、市町村が行なう事務に要する経費のうち、国の補助率を現行の二分の一から三分の二に引き上げております。僻地の市町村はその財政力が貧弱であり、僻地教育振興のための諸施策を積極的に促進する意欲に乏しく、したがって国の二分の一の補助をもつては実効をあげていない現状でありますので、補助率を引き上げ僻地における教育の充実に上をはかりたいと考えております。

なお、本法の施行期日は昭和四十年四月一日といたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山下春江君) 以上で両案についての提案理由の説明聴取は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十八分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願(第七四四号)
二、宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消に関する請願(第七六一号)
三、学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願(第七六四号)
(第七七六号)

第七四四号 昭和四十年二月九日受理
学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願

請願者 高知市追手筋六〇高知市立追手前小学校内高知市学校図書館協議会
内 松本健一郎

紹介議員 寺尾 豊君

学校図書館法を改正し、左記事項の実現を図るよう強く要望するとの請願。
一、学校図書館法附則第二項を削除して第五条の定めによる司書教諭を即時発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。
二、学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員としての確立と安定を図ること。

理由

学校図書館は、日本の教育を内面から刷新成熟させる大きな役割を果たしているにもかかわらず、これを運営する人員を一人も配置しないので放置されている。
学校の現場では、学級を担当し、教科を担当し、教科外活動を指導し、さらに分掌校務を処理しながらその上担当教諭に学校図書館の運営にあたらせるという過重勤務となり、やむなく運営の補助者としてPTAその他の援助を得て学校司書を採用するなど管理運営に苦心している。

この状態をよやかに根本的に解決されるよう、十数年間も要望し続けているが、いまだに放置されている。

第七六一号 昭和四十年二月十日受理
宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消に関する請願
請願者 宮崎県議会議長 坂元親男
紹介議員 温水 三郎君

宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消のため、県立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の附則第五項(すしづめ条項)及び第六項(生徒数補正減条項)を削除するよう法律の改正方を要望するとの請願。

理由

「すしづめ教室」のため本県高等学校教育の質は低下している。

第七六四号 昭和四十年二月十日受理
学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡内原町内原四七第三省
紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。

第七七六号 昭和四十年二月十一日受理
学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨膳部町八九井上龍三
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名発議)
二、学校教育法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名発議)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の

確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。
第二条第二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に定める。
3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

この法律施行に要する経費は、約五百万円の見込みである。

学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律
(学校教育法の一部改正)
第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八条中「教員(教育職員免許法の適用を受ける者を除く。)」の下に「並びに寮母」を加える。
第九条中「又は教員」を「、教員又は寮母」に改める。

改める。
第二十八条第二項中「助教諭」の下に「、養護助教諭」を加え、同条に次の一項を加える。
養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
第五十条第二項中「助教諭」の下に「養護助教諭」を、「技術職員」の下に「実習助手」を加え、同条に次の一項を加える。
実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。
第七十四条の次に次の一条を加える。
第七十四条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。ただし、寄宿舎を置かないものにあつては、この限りではない。
寮母は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の世話及び教育に当たる。
(教育公務員特例法の一部改正)
第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
目次中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。
第二条第一項中「及び部局長」を「、部局長及び寮母」に改め、同条第二項中「助教授」の下に「助手」を、「養護教諭」の下に「養護助教諭、実習助手」を加える。
第三条中「及び部局長」を「、部局長及び寮母」に改める。
第二章第二節の節名中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。
第十三条第一項中「並びに教員」の下に「及び寮母」を加え、「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。
第十三条の二中「又は教員」を「、教員又は寮母」に改める。
第十四条第一項中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、へき地教育振興法の一部を改正する法律案
(豊瀬順一君外四名発議)

一、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案
(小林武君外四名発議)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案
へき地教育振興法の一部を改正する法律案
へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。
五 寄宿舎の設置その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第五条の三第一項中「給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に關するへき地学校の級別に應ずる支給割合を乗じて、を「給料及び扶養手当の月額の合計額にへき地手当に關するへき地学校の級別に應ずる支給割合を乗じて得た額と当該級別に應ずる調整額とを合計して」に改め、「当該支給割合」の下に「及び調整額」を加え、同条第四項中「百分の八」を「百分の十二」に、「百分の十二」を「百分の十五」に、「百分の十六」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により条例で定める調整額は、一級及び二級については千円、三級、四級及び五級については二千円を基準として、これを定めなければならない。

第六条第一項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

この法律施行に要する経費は、約八億九千三百万円の見込みである。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案
公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の充実に資するため、その職員に給料その他の給与、建物の建築等に要する経費についての国の負担及び補助を定めることを目的とする。

(職員給与等)の国庫負担
第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げる経費について、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額をこえる都道府県については、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費
二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の職員に係るものに要する経費

三 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百三十三条第二項の規定により公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(教材費の国庫補助)
第三条 国は、地方公共団体に對し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条に規定する経費を除く)の二分の一を補助するものとする。ただしその補助額は、政令の定めるところにより、学校及び部の種類に應じ、これらの学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数を基礎として、各学校の各部ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

(施設費の国庫補助)
第四条 国は、地方公共団体に對し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ)でこれらの学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費の二分の一を補助するものとする。

(経費の種目)
第五条 前条の経費の科目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)
第六条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児又は生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

用について都道府県が負担する経費
(教材費の国庫補助)
第三条 国は、地方公共団体に對し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条に規定する経費を除く)の二分の一を補助するものとする。ただしその補助額は、政令の定めるところにより、学校及び部の種類に應じ、これらの学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数を基礎として、各学校の各部ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

(施設費の国庫補助)
第四条 国は、地方公共団体に對し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ)でこれらの学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費の二分の一を補助するものとする。

(経費の種目)
第五条 前条の経費の科目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)
第六条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児又は生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

(幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数)
第七条 前条の規定により工事費を算定する場合の幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数は、

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

五

一、二月十一日を建国記念の日とするの請願
(第八六〇号)(第八六一号)
一、建国記念の日制定に関する請願(第八六二号)

第七九五号 昭和四十年二月十三日受理
小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町四ノ三ノ六 上条周一外十二名

紹介議員 田中啓一君

小、中学校における書写、書道教育を振興することとは、国民文化の向上を図るためにきわめて重要であるから、左記要項につき早急に具体的対策を講ぜられたいとの請願。

一、小学校において、硬筆による書写のほかに毛筆による書写を必修として年間三十五時間以上を四年生から課すること。

二、中学校において第二、第三学年も書写の時間を年間三十五時間程度特設すること。

三、中学校選択科目の中に、国語科のほかに「国語科(書写)」の項を入れること。

四、教員養成のための教育機関に、左の充実改善を図ること。

イ、全国の各ブロックに高等学校書道科教員養成の「特設書道教員養成課程」を置くこと。

ロ、教員養成大学及び学部の新学生に「書道」を二、四単位以上必修として課すること。

ハ、高等学校技術教員検定試験制度の中の「芸術科書道」を早急に実施すること。

五、書写、書道担当指導主事又は、これにかわるものを教育委員会に配置すること。

六、文部省において、書写、書道に関する指導者養成のための技術講座を実施するとともに、各都道府県に書写、書道研究の実験学校、推進学校及び研究協力校などを設置すること。

理由

書写、書道は、実用と同時に芸術性の高いわが

国独自の文化遺産であり、教育の目標である人間形成に大きく寄与している。

今日、書写、書道教育の必要性が強く叫ばれ、社会的要求もきわめて高いが、戦後教育課程審議会によつて、小中学校における書写は国語科の一領域として位置づけられ、とくに毛筆書写は完全に実施されていないのが現状であるが、この価値ある文化遺産を継承し、言語生活を豊かにして国民文化の向上をはかることが、きわめて必要がある。

第八三二号 昭和四十年二月十六日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市原良町一、八五四 島畑利雄外七百四名

紹介議員 佐多忠隆君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八三三号 昭和四十年二月十六日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町九、六九二 上野時治外七百四十五名

紹介議員 鶴岡哲夫君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八三三三号 昭和四十年二月十六日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町九、六九二 上野時治外七百八名

紹介議員 鶴岡哲夫君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第八三四号 昭和四十年二月十六日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町九、六九二 上野時治外三百九十名

紹介議員 鶴岡哲夫君

養護教諭の養成について抜本的な施策を、たてるよう学校教育法の一部を改正し、とくに小・中学校、高等学校のすべてに養護教諭をおくことのできる養成計画と養成所の設置を積極的に進められたいとの請願。

理由

学校教育法第二十八條、第四十條に小・中学校に養護教諭の必置が規定されているが、同法第三三條に「小学校、中学校には当分の間養護教諭をおかないことができる」との規定があり、また同法第五十條第二項に「高等学校には養護教諭をおくことができる」という任意規定になつてゐるため、小、中学校、高等学校の各校に必置されてゐない。

第八三五号 昭和四十年二月十六日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 鹿児島市原良町一、八五四 島畑利雄外八百八十八名

紹介議員 佐多忠隆君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八三六号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 三重県度会郡玉城町玉川一九三 小林喜久男

紹介議員 大倉精一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第八三七号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市山岸一ノ四ノ五 山本正文

紹介議員 渡辺勘吉君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。
第八三八号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 秋田県大曲市下飯田 高橋素介

紹介議員 鈴木壽君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第八三九号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 岡山県玉野市和田一、九四四 山口太郎

紹介議員 秋山長造君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第八四〇号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町大字小浜根 本晋

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第八四一号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 岡山県真庭郡落合町大字下方 滝野道慶

紹介議員 矢山有作君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第八四二号 昭和四十年二月十六日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡取手町井野 谷口俊雄

建国記念の日制定に関する請願

請願者 新潟県高田市西城町一丁目高田市

紀元節復活期成同盟会内 篠原誠一郎

紹介議員 佐藤芳男君

祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆の前途に思いを寄せる国民的世論をどう察せられ、ぜひ建国記念の日を法制化するよう御尽力を賜りたいとの請願。

理由

現行の国民の祝日に、祖国の建国を記念する祝日が欠除していることはまことに遺憾である。独立回復以来人心の安定とともに、建国記念の日を希望する声は急激に高まり、政府もまた法案を提出すると伝えられているが、この国民感情は当然尊重せられるべきである。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第八条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第十九条第一項第二号中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十一級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十二級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第十三級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十四級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第十五級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第十六級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第十七級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第十八級	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第十九級	五七、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二十級	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二十一級	六三、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第二十二級	六六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第二十三級	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第二十四級	七二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十五級	七五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第二十六級	七八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満
第二十七級	八一、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満
第二十八級	八四、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第二十九級	八七、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上 一〇二、〇〇〇円未満
第三十級	九〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上 一〇六、〇〇〇円未満
第三十一級	九三、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円以上

第二十三條第一項中「五年間」を「三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に改め、同条第三項中「五年」を「三年」に改める。

第二十五條の表第七十六條第二項の項及び第八十八條第二項の項中

俸給年額
百分の七十

平均標準給与の年額を「俸給年額」に改め、同表中第七十八條第二項の項を削る。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 福祉事業

（福祉事業）

第二十六条 組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行なう。

一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 組合員の需要する生活必需品の供給

六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

第二十九条第三号中「第二十六条第三号」を「第二十六条第四号」に改める。

第四十六条第一号中「同号に規定する」を「同条第一項第三号に規定する」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣との協議）

第四十七條の二 文部大臣は、第三十五条第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四十條第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号を次のように改める。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）二十年に達するまでの年数については一年につき旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。）の六十分の一に、二十年をこえる年数については一年につき旧平均標準給与の年額の九十分の一に、それぞれ相当する金額

附則第八項第三号中「長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。」を削る。

附則第九項第一号中「平均標準給与の年額」を「旧平均標準給与の年額」に改め、同項第二号中「平均標準給与の月額」その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二條の規定の例による従前の標準給与の月額とする。」を「当該歴代一時金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額」に改める。

附則第十二項第一号を次のように改める。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）で施行日の前日まで引き続いていゝもの、旧法第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の月額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。）を基礎として旧法第二十五條の第三項第一号の規定の例により計算した金額

附則第十二項第三号中「長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。」を削る。

附則

（施行期日）

この法律は、昭和四十年七月一日から施行する

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

2 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の際現に組合員である者の昭和四十年七月から昭和四十一年九月までの各月の標準給与については、その者がこの法律の施行の日に組合員の資格を取得したものとなし、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第五項の規定を適用する。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（秋山長造君外四名発議）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（使用者の義務）

第三条の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は当該勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し不当に不利益な取扱ひをしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障を生じないように

にするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「校長及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。」以下同じ。）の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程（以下「夜間課程」という。）の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

附則

（施行期日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員に当つては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように

にするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「校長及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。」以下同じ。）の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程（以下「夜間課程」という。）の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

附則

（施行期日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員に当つては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように

にするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「校長及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。」以下同じ。）の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程（以下「夜間課程」という。）の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

附則

（施行期日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員に当つては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように

にするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「校長及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。」以下同じ。）の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程（以下「夜間課程」という。）の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

附則

（施行期日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員に当つては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように

にするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「校長及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。」以下同じ。）の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程（以下「夜間課程」という。）の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程を行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）を加える。

要な経過的措施を当該条例において定めなければならない。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、総額約四億五千五十万円（平年度）の見込みである。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地教育特別措置に関する請願（第九〇四号）（第九〇五号）

二、二月十一日を建国記念の日とするの請願（第九三二号）

一、学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願（第九三二号）
一、建国記念の日制定に関する請願（第九五一号）

第九〇四号 昭和四十年二月十九日受理

産炭地教育特別措置に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒四四五

小柳春広外千二百三名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九〇五号 昭和四十年二月十九日受理

産炭地教育特別措置に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町三日町 林田

芳恵外千四百七十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九三一号 昭和四十年二月二十三日受理

二月十一日を建国記念の日とするの請願（四通）

請願者 福岡県田川市東区大正町一ノ二

上田能義外二百八十三名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。

第九三二号 昭和四十年二月二十三日受理

学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願

請願者

石川県加賀市大聖寺町石川県立大

聖寺高等学校内石川県学校図書館

協議会内 石田実外一名

紹介議員

鳥島徳次郎君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。

第九五一号 昭和四十年二月二十五日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者

群馬県桐生市永楽町一ノ一、二八

五群馬県桐生市日本国民会議建国

記念日奉祝会内 山川忠雄外一万

一千六百四十九名

紹介議員

木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局